

裁判所の手続案内を

(ウサノピアで実施分)

予約制で行います。

中津の裁判所からのお知らせ

現在、毎月一回（4月と8月を除く）、ウサノピアで行っている裁判所の手続案内については、予約制で行っています。

裁判所の民事・家事の手続きを利用したいが、その方法が分からない方は、手続案内実施日(※)の3日前までに中津の裁判所にお電話してください。
よろしくお願ひします。

※ 手続案内実施日（令和8年5月～令和9年3月）

令和8年	5月21日（木）	6月18日（木）	7月16日（木）
	9月17日（木）	10月15日（木）	11月19日（木）
	12月17日（木）		
令和9年	1月21日（木）	2月18日（木）	3月18日（木）

案内時間は、午前9時30分～午後3時30分です。

予約先

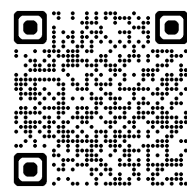
電話：0979-22-2115

中津の裁判所

(大分地方裁判所中津支部・中津簡易裁判所・大分家庭裁判所中津支部)

「ウサノピアである手続案内の予約をしたい」とお伝えください。

上記会場での手続案内のほか、
裁判所ウェブサイトでも
手続案内をご覧になれます。



裁判所の手続案内ページはこちら